



報道関係者 各位

令和5年7月 20 日

【照会先】 栃木労働局 労働基準部 健康安全課  
課 長 幸田 和 則  
安全専門官 新谷 貴 史  
電 話 028-634-9117

## 労働災害の死傷者数 2年連続で2,000人超！ ～ 労働災害による死傷者数の高止まりが継続 ～

新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害（以下「コロナ」という。）を除いた栃木県内における令和4年の労働災害の死傷者数は、2,062人となり、令和3年より27人・1.3%の減少となりましたが、平成20年の2,000人超えの後に2,000人未満の状況が継続していたものの、令和3年に2,000人超えとなってから2年連続の2,000人超えとなり、労働災害の死傷者数は、高止まりの状況です。

さらに、令和5年に入ってから、6月末日現在速報値で、923人となっており、前年同期と比較して119人・14.8%の大幅な増加となっています。

栃木労働局（局長 奥村英輝）では、以下の概要1の令和4年の労働災害発生状況の分析結果をもとに、業種、事故の型、年齢、性別など具体的に注意すべきポイントを示しつつ、事業場、関係団体等に、積極的な労働災害防止活動の実施を働きかけるほか、以下の概要2の取組と併せて推進します。

### 1 栃木県内の令和4年の労働災害発生状況の概要（別添1参照）

コロナを除いた休業4日以上死傷者数は2,062人で、その内16人が死亡されています。令和3年については、それぞれ、2,089人、19人です。なお、コロナによる休業4日以上死傷者数は、上とは別に、令和3年が223人、令和4年が1,643人で、死亡者数はゼロです。主な点は以下のとおりです

#### （1）死傷者数：令和3年の2,089人から27人・1.3%減少するも2年連続で2,000人超

○業種別：第三次産業が最も多く、978人で、前年と比較して28人増加した。一方、製造業は2番目に多く、499人だが、前年と比較して36人減少した。

○事故の型別：「転倒」が、最多の490人で、前年と比較して52人減少したが、災害全体の23.8%を占め、次いで、「墜落・転落」が339人、「動作の反動・無理な動作」が309人、「挟まれ・巻き込まれ」が264人と続き、この4つの事故の型で全体の68.0%を占めている。

○年齢別：被災者の年代層別では、60歳以上が最多の553人で、特に女性の転倒災害が130人と多発している。

○規模別：労働災害発生事業場の労働者数別では、30人未満の事業場が991人で、全体の48.0%を占めている。

#### （2）死亡者数：令和3年の19人から3人減少

「挟まれ・巻き込まれ」及び「交通事故」がそれぞれ最多の4人で、次いで、「墜落・転落」が3人、「転倒」が2人となっている。これらのうち6人は、建設業で発生した。

## 2 取組の重点事項の概要

- (1) 事故の型から、作業行動に起因する災害（行動災害）が増加していることが考えられるため、「全業種、全事故の型、全労働者参加型」の労働災害防止運動である、「Aない声かけ運動！プラス」（別添2）の自主的な取組を推進する。
- (2) 行動災害のうち特に多い転倒災害の減少を図るため、事業者向けの別添3及び労働者向けの別添4を活用した転倒災害防止の取組をあらゆる機会を捉えて推進する。
- (3) また、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害が多いため、高年齢労働者が安心安全に働ける職場環境の実現に向け、「エイジフレンドリーガイドライン」（別添5）に基づく取組を業種横断的に推進する。
- (4) さらに、建設業における死亡災害の発生の防止のため、「緊急対策『STOP！』建設3大災害』による業界での自主的な取組を推進する。

## 3 添付資料

別添1 労働災害発生状況

別添2 「Aない声かけ運動！プラス」（栃木労働局作成リーフレット）

別添3 「労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう」（リーフレット）

別添4 「職場の皆さまへ 転倒災害（業務中の転倒による重傷）に注意しましょう」（リーフレット）

別添5 「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」（パンフレット）

別添6 「緊急対策『STOP！』建設3大災害』（栃木労働局作成リーフレット）

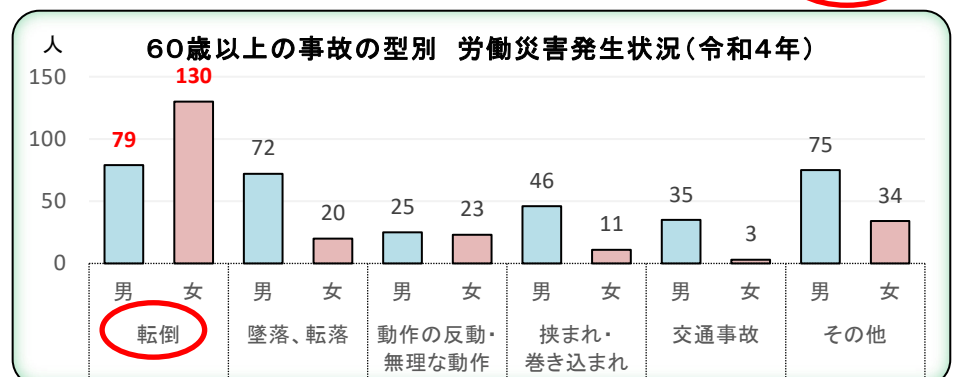
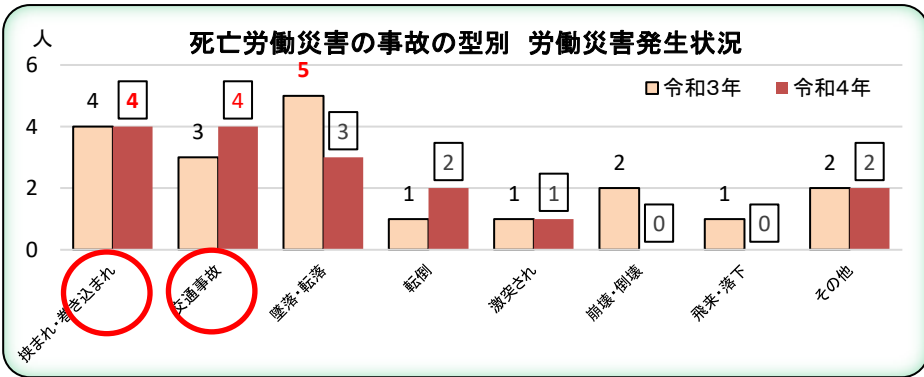
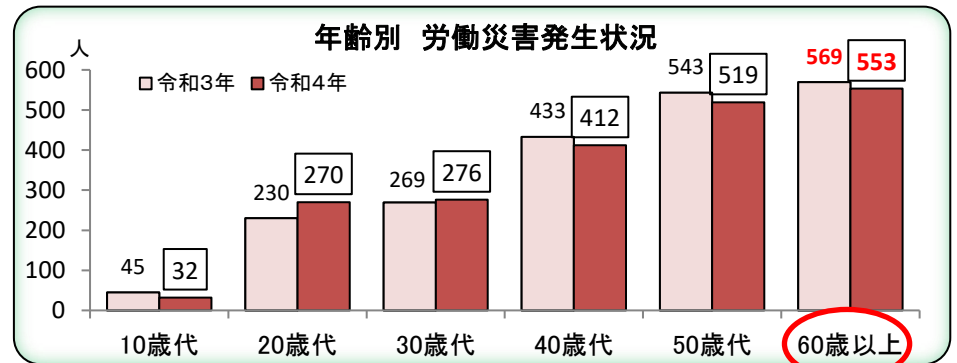
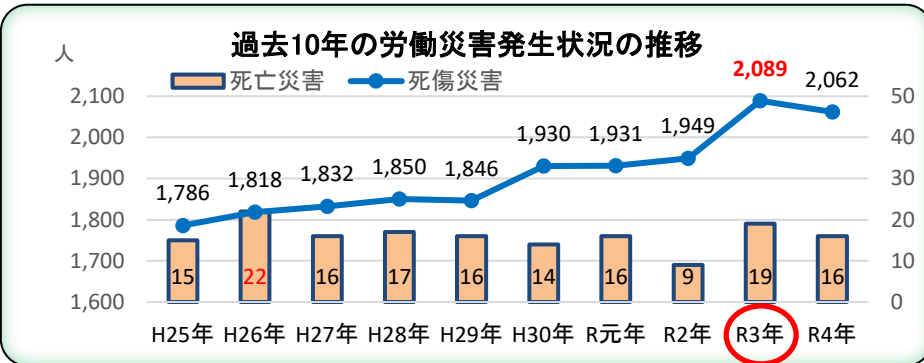
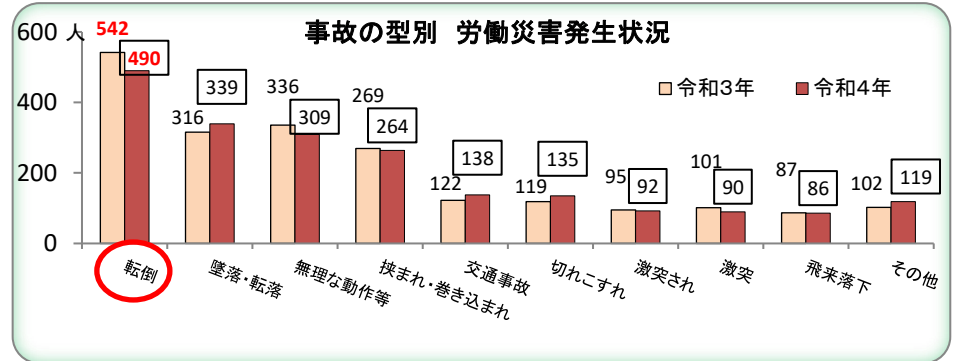
# 労働災害発生状況（各年の確定値で、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

別添1

栃木労働局 健康安全課

主要業種別 労働災害発生状況（休業4日以上の死傷病報告書による統計で、死亡者数は内数である。）

区分	令和3年		令和4年		増減数	増減率(%)
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全産業	2,089	19	2,062	16	-27	-1.3
製造業	535	2	499	3	-36	-6.7
建設業	226	6	226	6	-	-
道路貨物運送業 陸上貨物取扱業	273	6	264	5	-9	-3.3
林業	19		26		+7	+36.8
<b>第三次産業</b>	950	3	<b>978</b>	2	<b>+28</b>	<b>+2.9</b>



# Aない声かけ運動！プラス

栃木県における休業4日以上<sup>※</sup>の労働災害（新型コロナウイルス感染症を除く）が増加しています。

令和4年は2,062人と前年より27人、1.3%減少したものの、5年前（平成29年）と比較し216人、11.7%と大幅に増加しています。また、2年連続で2,000人を超えており、平成12年（2,080人）の水準に戻っています。

労働災害は平成21年の1,722人を底に下げ止まりの状況が続いておりますが、その要因の一つとして、転倒や動作の反動（腰痛等）といった、作業行動に起因する災害（行動災害）が増加していることが考えられます。

そして、行動災害の起因となる“あぶない行動”は、

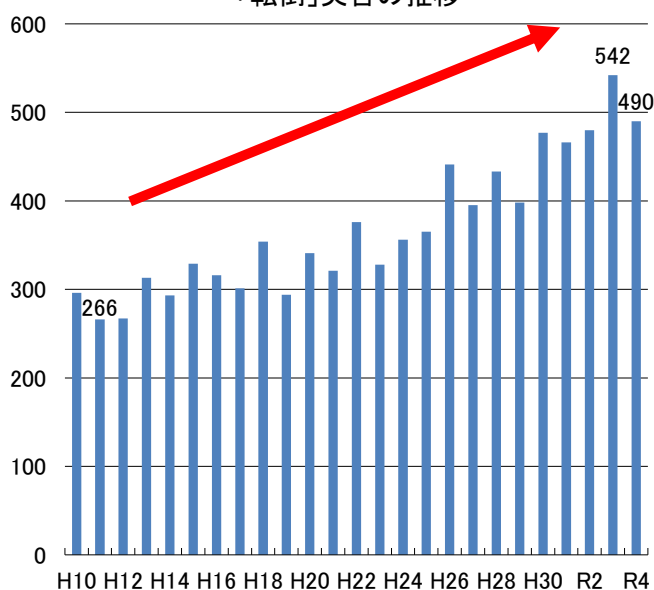
- 集中力を欠いた作業に起因する間違っただ動作や手順を咄嗟に修正するなどの“あわてる”動作
- 気持ちや時間に余裕がないなどによって生じる“あせる”気持ち
- これくらいのことなら事故にならないだろうなどの安全ルールや労働災害を軽く考える“あなどる”意識

が原因となります。

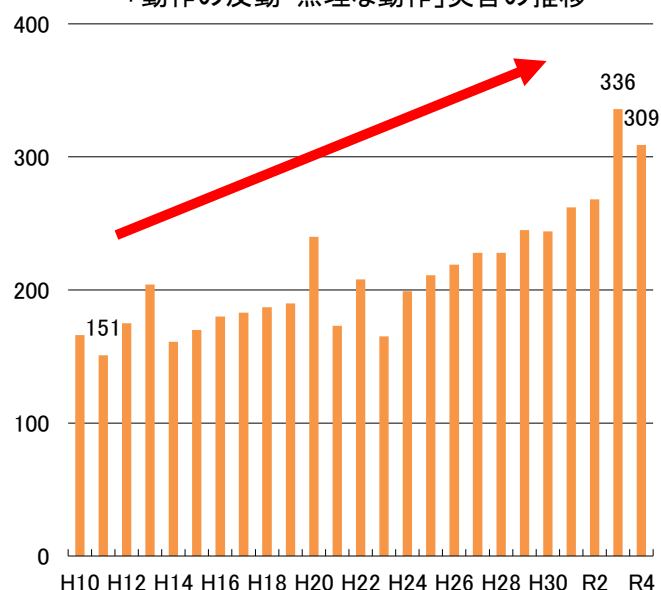
“あぶない行動”を「しない・させない」ため、職場内で声をかけ合って、“あわてる”“あせる”“あなどる”を「しない・させない」に取り組み、労働災害防止に取り組みましょう。

また、本運動は「Aない声かけ運動！」に事業場が重点としている災害防止対策や独自の安全衛生活動等をプラスして実施することにより、事業場全体の安全意識がより向上するなどの相乗効果が期待できます。

「転倒」災害の推移



「動作の反動・無理な動作」災害の推移



栃木労働局・労働基準監督署



# 『Aない声かけ運動！プラス』実施要綱

栃木労働局

## 1 趣旨

栃木県における令和4年の休業4日以上労働災害（新型コロナウイルス感染症を除く）は2,062人と前年より27人、1.3%減少したものの、2年連続で2,000人を超えており、高水準で推移しています。労働災害は平成21年の1,722人を底に下げ止まりの状況が続いていますが、令和3年に平成20年（2,035人）以来13年振りに2,000人を超え、令和4年は平成12年（2,080人）の水準となりました。

労働災害の減少が停滞している要因として、転倒や動作の反動（腰痛等）といった、行動に起因する災害（以下「行動災害」という。）の増加や高齢労働者の災害の増加が考えられます。また、墜落・転落やはさまれ・巻き込まれなどの在来型災害においても、機械や設備といった働く環境における危険を取り除く取組が進む一方で、安全の作業手順等を省略するなどの不安全行動に起因した災害も依然として発生しており、これも要因の一つといえます。

このため、労働災害を減らすためには行動災害を減らしていく必要がありますが、行動災害の起因となる行動（以下「あぶない行動」という。）は、集中力を欠いた作業による間違った動作や手順をとっさに直そうと手を出すなどの“あわてる”動作、気持ちや時間に余裕がないなどによって生じる“あせる”気持ち、このくらいなら事故にならないだろうなどの安全ルールや労働災害を軽く考える“あなどる”意識が原因といえます。

そこで、栃木労働局においては、栃木県内で働く一人一人が安全意識をより一層高め、頭文字が「A（あ）」で始まる“あわてる”“あせる”“あなどる”“あぶない行動”を‘しない・させない’ための「Aない声かけ運動！」に、職場ごとの課題に応じた対策をプラスして効果的に取り組む『Aない声かけ運動！プラス』を実施することとしました。

なお、本運動の実施に当たっては、事業場毎に行動災害の発生リスクが高まる時期が異なることから、これに対応するため実施時期を設定せずに通年とします。

## 2 キャッチフレーズ

“あわてず あせらず あなどらず”

## 3 実施事項

### <準備期間中の実施事項>

- 本運動を積極的に実施する旨の方針を表明する。
- 事業場や職場などの単位で課題を決める。
- 「声掛け運動」に積極的に取り組むことができるよう必要な環境整備を行う。

### <取組期間中の実施事項>

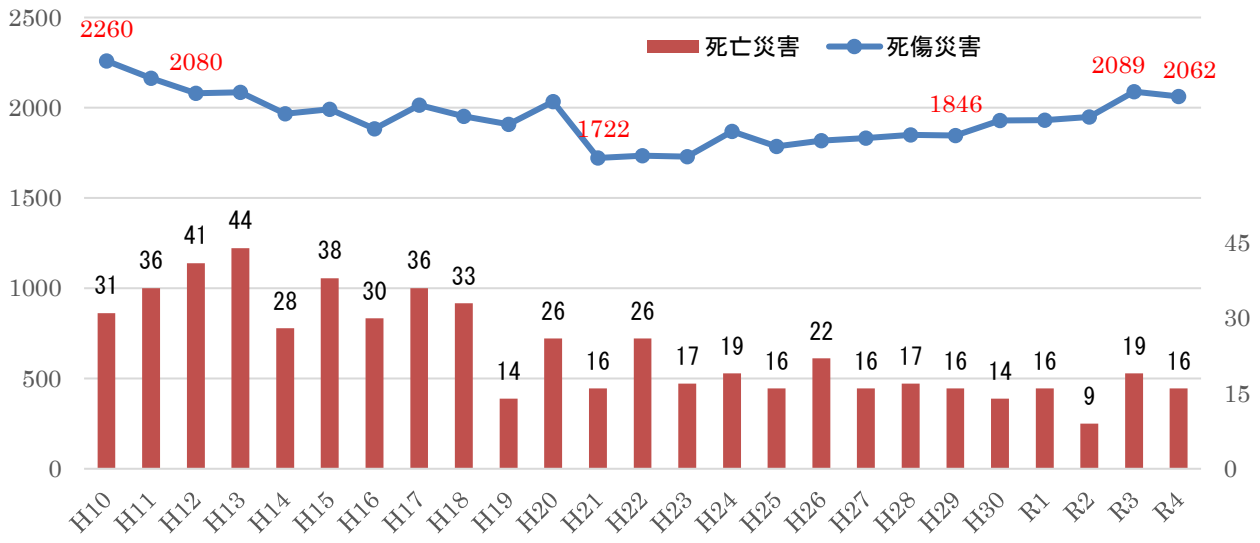
- 働く一人一人が同僚等の安全を気遣うという意識で積極的に声をかけあう。
- 職場パトロール等の機会を活用して、「声かけ」の取組状況を確認して必要な助言指導を行う。作業員が声をかけあい、安全行動に取り組んでいることを確認したときには、「褒める」、「労をねぎらう」などの声かけを積極的に行う。

### <声かけのタイミング>

- 作業が不慣れなため戸惑いながら作業を行っているとき
- 作業手順を守らずに作業を行っているとき
- 一点に集中し、まわりを見ずに行動しているとき
- 注意力が散漫になっているとき
- 忙しさのあまり、あわてて（焦って）作業を行っているとき

【労働災害発生状況】※ 新型コロナウイルス感染症を除く

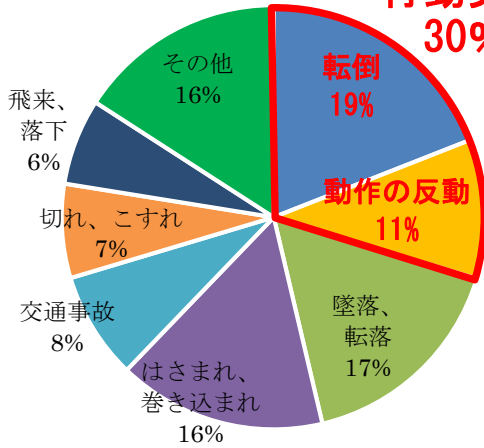
栃木県における労働災害の推移（過去25年）



事故の型別労働災害発生状況（10年前との比較）

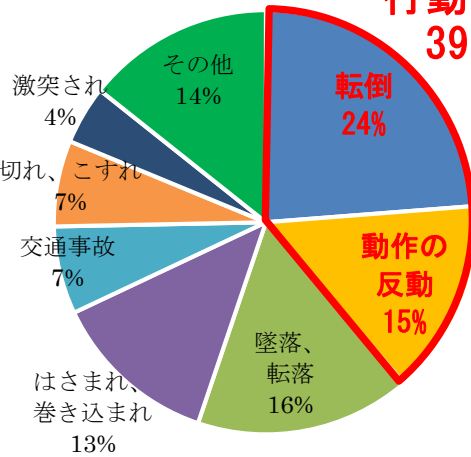
平成24年

行動災害  
30%



令和4年

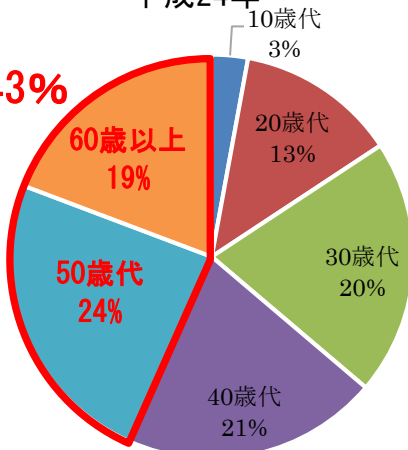
行動災害  
39%



年齢別労働災害発生状況（10年前との比較）

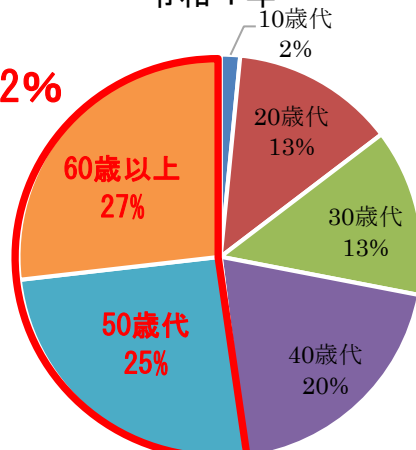
平成24年

43%



令和4年

52%

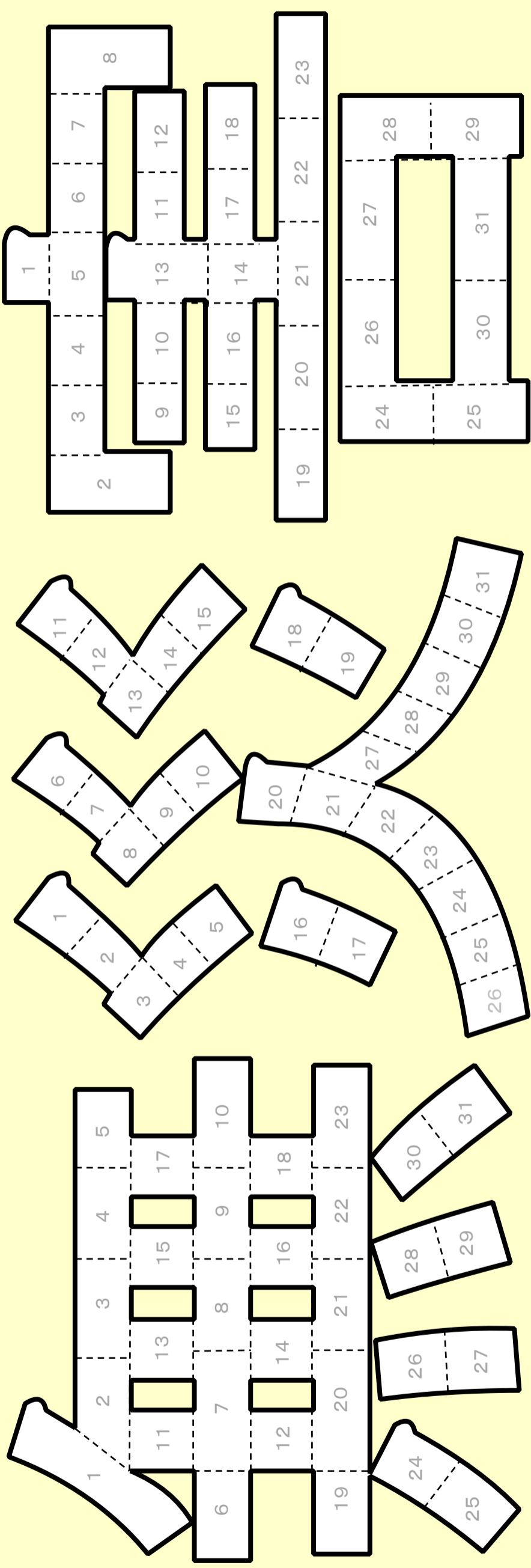


# 『Aない声かけ運動! スラスラ』実施中!

～ 合言葉は “あわてず” “あせらず” “あなどらず” ～

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

【今期の重点対策】



声かけに取り組もう!  
「あふない行動」ゼロを目指して!

【職場名】

# 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)  
 > 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)  
職場3分エクササイズ 中央労働災害防止協会 転倒予防セミナー
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)  
 > バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)  
 > 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)  
 > 適切な通路の設定  
 > 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)  
 > 設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)  
 ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
 > 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

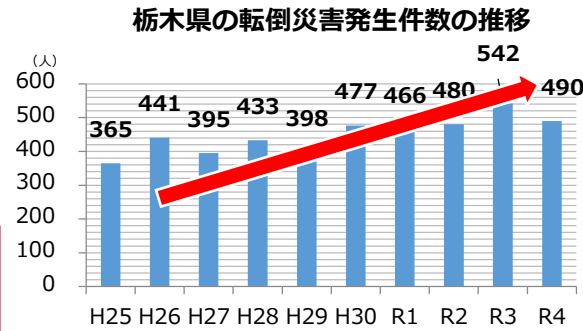
- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)  
 > 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)  
 > 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
 （清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）
- 水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)  
 > 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）  
 > 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)  
 > 隣接エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)  
 > 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます

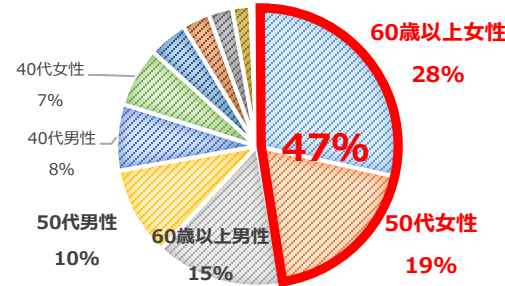
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます



# 転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）別添3



### 性別・年齢別内訳



### 転倒による怪我の態様

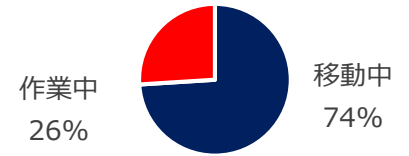
・骨折 (約70%)

- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

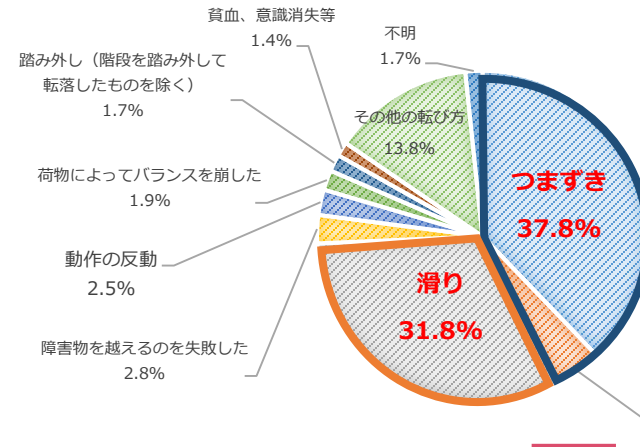
47日

### 転倒したのは・・・



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

### 転倒時の類型



- <その他の転び方>
- ・他人とぶつかった・ぶつかった
  - ・台車の操作を失敗した
  - ・他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
  - ・服が引っかった
  - ・坂道等でバランスを崩した
  - ・立ち上がったときにバランスを崩した
  - ・靴紐を踏んだ
  - ・風でバランスを崩した

### 主な原因と対策

## 転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
→ 「転びの予防 体力チェック」 「ロコチェック」 をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも  
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



転びの予防 体力チェック



ロコチェック



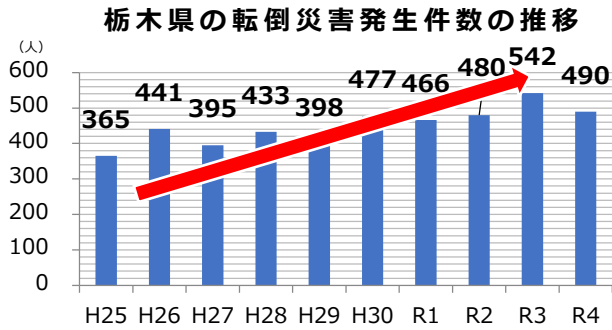
内閣府ウェブサイト



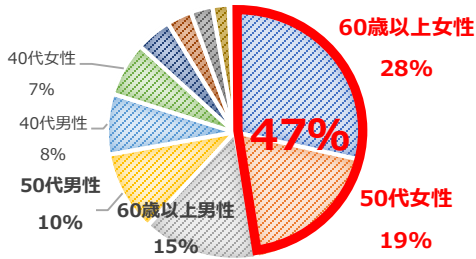
# 転倒災害（業務中の転倒による重傷）に注意しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。  
 転倒災害は、被災しないよう労働者自身が注意することも必要です。

## 転倒災害（業務中の転倒による重傷、休業4日以上）の発生状況（令和3年）



性別・年齢別内訳



### 転倒による怪我の態様

・骨折（約70%）

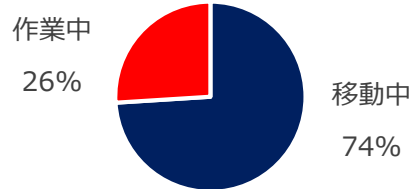
- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 等

### 転倒災害による平均休業日数

47日

※ 労働者死傷病報告による休業見込日数

### 転倒したのは・・・



転倒災害が起きているのは移動の時だけではありません

## 主な要因

- (なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒  
会社から労働者への注意事項を記入しましょう（以下、取り組んでほしいところに記入願います。）
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒
- 通路等の凹凸※につまずいて転倒 ※数mm程度のもの
- 作業場や通路以外の障害物(車止め等)につまずいて転倒
- 設備、什器に足を引っかけて転倒
- コード等につまずいて転倒
- 凍結した通路等で滑って転倒
- こぼれていた水、洗剤、油等で滑って転倒
- 水場（食品加工場等）で滑って転倒
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒

## 加齢等による転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります → 「ロコチェック」
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
 →対象者は市町村が実施している「骨粗鬆症健診」を受診しましょう



ロコチェック



内閣府ウェブサイト



# エイジフレンドリーガイドライン

## (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

別添5

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

**働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。**

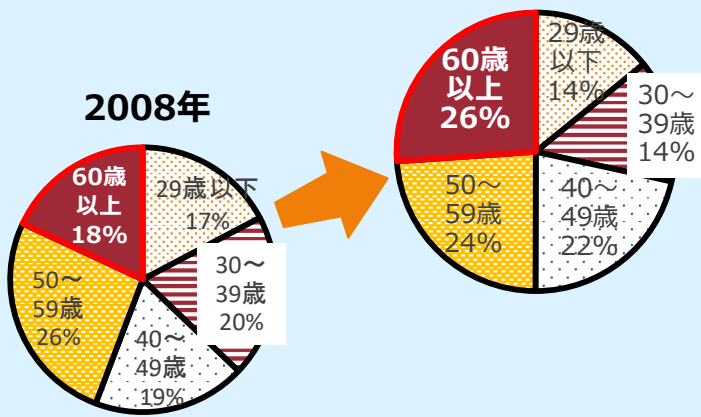


働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

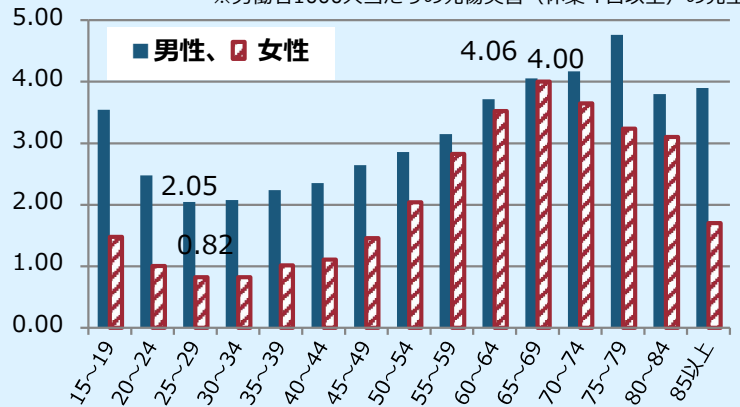
### <年齢別死傷災害発生状況（休業4日以上）>

2018年



### <年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>

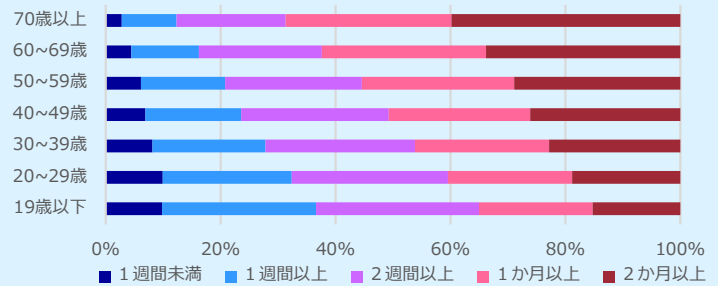
※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数



高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

### <年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

# ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

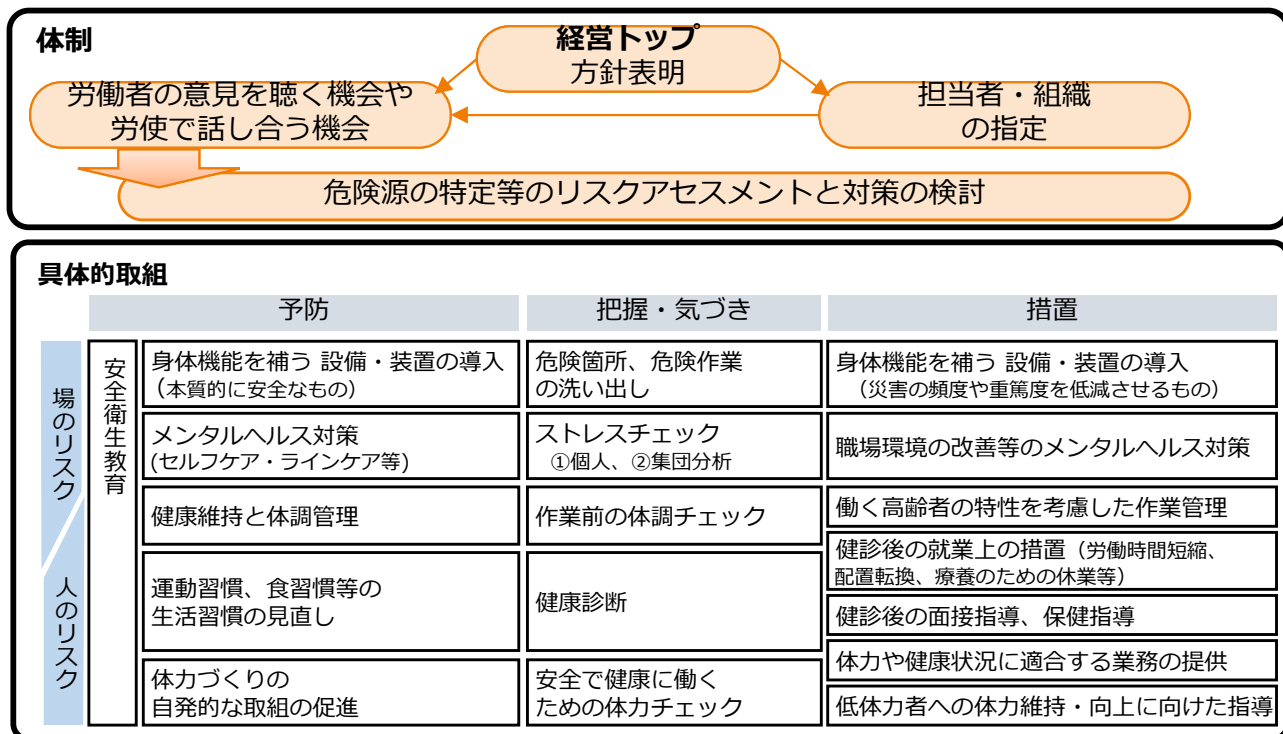
令和2年3月16日付け基安発0316第1号  
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



## 事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



## 1 安全衛生管理体制の確立

### ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



### ❁ 考慮事項 ❁

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

### イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

### ❁ 考慮事項 ❁

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します
- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます



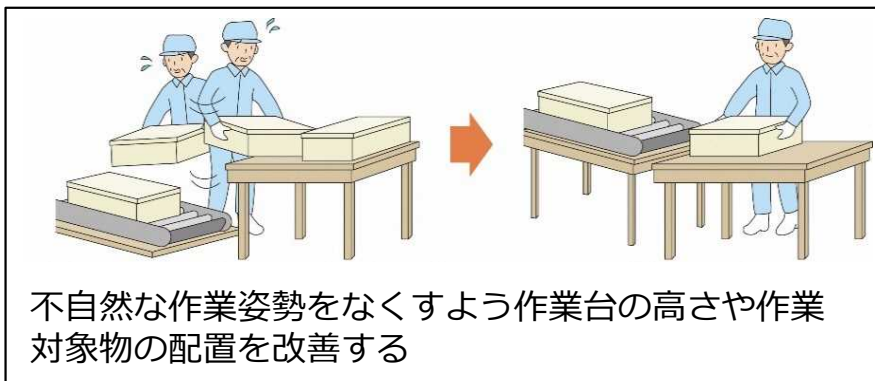
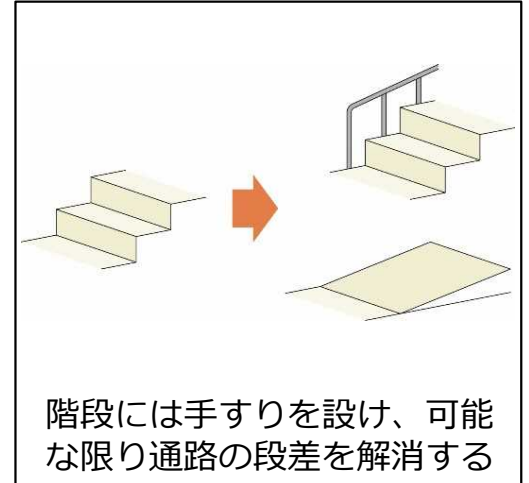
※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態  
※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

## 2 職場環境の改善

### (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

### 対策の例



### その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

# ガイドラインの概要

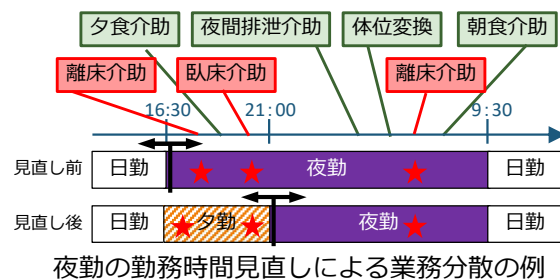
## (2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・ 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・ 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

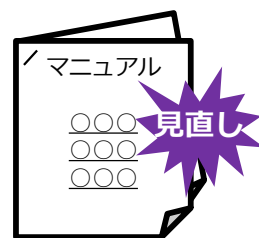
### 対策の例

#### <共通的な事項>

- ・ 事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ・ ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・ 注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・ 身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります



夜勤の勤務時間見直しによる業務分散の例



#### <暑熱な環境への対応>

- ・ 一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・ 始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

#### <情報機器作業への対応>

- ・ データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします

## 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

### (1) 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・ その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

### 取組の例

- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・ 労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



# ガイドラインの概要

## (2) 体力の状況の把握

- ・ 高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・ 体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

### 対策の例

- ・ 加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・ 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・ 事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

### 考慮事項

- ・ 体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

## 体力チェックの一例 詳しい内容は→



転倒等リスク評価セルフチェック票

### I 身体機能計測結果

#### ① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）

あなたの結果は  cm /  cm (身長) =

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~



#### ② 座位ステップテスト（敏捷性）

あなたの結果は  回 / 20秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~



#### ③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）

あなたの結果は  cm

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~



#### ④ 開眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は  秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~



#### ⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は  秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~



身体機能計測の評価数字をⅢのレーダーチャートに黒字で記入

### II 質問票（身体的特性）

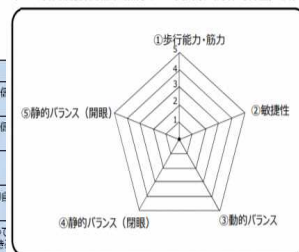
質問内容	あなたの回答NOは	合計	評価	評価
1. 人ごみの中、正面から来る人につぶかさず、よけて歩けますか			点	① 歩行能力・筋力
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか			点	② 敏捷性
3. 突発的な事象に対する体の反応は素早い方だと思いますか			点	③ 動的バランス
4. 歩行中、小さい段差に足をつけたとき、すぐに次の足が出るおもいますか			点	④ 静的バランス（開眼）
5. 片足で立ったまま膝下を離れたいことができますか			点	⑤ 静的バランス（閉眼）
6. 一直線に引いたラインの上を、膝を足歩行で離れたい歩くと感じますか			点	⑥ 動的バランス
7. 足を開いて片足でどのくらい立ちたいことができますか			点	⑦ 静的バランス（開眼）
8. 電車で乗って、つり革につかまらずどのくらい立ちたいことができますか			点	⑧ 静的バランス（閉眼）
9. 足を開いて片足でどのくらい立ちたいことができますか			点	⑨ 動的バランス

それぞれの評価結果をⅢのレーダーチャートに赤字で記入

合計点数	評価表
2~3	1
4~5	2
6~7	3
8~9	4
10	5

### III レーダーチャート

評価結果を黒字線で結びます  
(Iの身体機能計測結果を黒字、IIの質問票（身体的特性）は赤字で記入)



## (3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

## 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置  
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



### ✿ 考慮事項 ✿

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供  
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

### ✿ 考慮事項 ✿

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
  - ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
  - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

### 🌸 対策の例 🌸

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます  
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材  
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）

他



## 5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
  - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

### ✿ 考慮事項 ✿

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

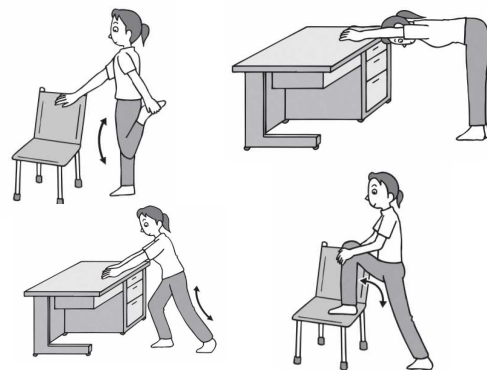
# ガイドラインの概要

## 労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。**

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例  
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

## 好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください。

### ■厚生労働省ホームページ

(先進企業) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業) <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

先進企業

製造業



### ■独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html>



## 国による支援等（令和5年度）

### エイジフレンドリー補助金 申請受付期間（令和5年6月12日～令和5年10月末日）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。ぜひご活用ください。

	高齢労働者の労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
対象事業者	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（定義は次頁参照） (3) <b>高齢労働者（60歳以上）</b> を常時1名以上雇用し、対象の高齢労働者が対策を実施する業務に就いている	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（定義は次頁参照） (3) 労働者を常時1名以上雇用している
補助対象	高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等）	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	1 / 2	3 / 4
上限額	100万円 （消費税を除く）	30万円 （消費税を除く）

### 注意事項

- ※ 2コース併せての上限額は**100万円**です。2コース併せた申請の場合は、**必ず2コース同時に申請**してください（月を変えて別々の申請はできません）。
- ※ この補助金は、**事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定**します。**全ての申請者に交付されるものではありません。**
- ※ 補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。





## 中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。  
 ※ 医療・福祉法人は原則資本金がありません。労働者の人数のみでの判断となります。

## 高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

### 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

#### 現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は  
**無料**です！



#### 結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	(製造業等関係)
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	(建設業関係)
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	(陸上貨物運送事業関係)
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	(林業・木材製造業関係)
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	(港湾貨物運送事業関係)

### 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は

[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています



# 緊急対策 『STOP！“建設3大災害”』

栃木県内の建設業において、7月と8月に、運転中の建設機械が路肩から転落し、この建設機械の下敷きとなり作業員が死亡するという建設重機災害が立て続けに発生しました。

また、栃木県内の建設業においては、令和3年以降(令和4年8月15日現在)、労働災害によって9名の方が尊い命を落とし、このうち7名の方が「建設3大災害」と言われる建設重機災害、墜落・転落災害又は崩壊・倒壊災害によってその尊い命を落とすという緊急事態となっています。(下表「建設3大災害の概要(死亡災害)」参照。)

建設業における死亡災害を撲滅するため、下記の緊急対策『STOP！建設3大災害』実施要綱に基づき「建設3大災害」防止の徹底に取り組みましょう。

## < 緊急対策 『STOP！“建設3大災害”』 実施要綱 >

### 1 目的

建設3大災害(建設重機災害、墜落・転落災害及び崩壊・倒壊災害)防止に集中的に取り組むことにより、建設業における死亡災害を撲滅する。

### 2 実施事項

- (1)チェックリストによる点検を実施して「建設3大災害」防止を徹底する。
- (2)『Aない声かけ運動！プラス』を実践して「建設3大災害」防止を徹底する。

## 建設3大災害の概要(死亡災害)

1	令和3年1月	崩壊・倒壊災害	被災者は、橋の耐震補強工事のため、橋脚の根本から約1.5m×約5m×深さ約4mを垂直に掘削した溝内で、土止め支保工用の鋼矢板を設置していたところ、地山が崩壊し、崩壊した土砂の下敷きとなり死亡したものの。
2	令和3年1月	崩壊・倒壊災害	同上
3	令和3年2月	墜落・転落災害	被災者は、木造住宅建築工事の建て方作業中、高さ3メートルの梁上を移動する際に、ヘルメットは着用していたが、親綱や防綱など墜落防止措置が講じられておらず、墜落制止用器具を着用していなかったため、風にあおられ、身体のバランスを崩し、1階床に墜落し死亡したものの。
4	令和3年11月	建設重機災害	被災者は、水道管理設工事現場において、道路の掘削作業のため、後退してきたドラグ・ショベルに轢かれ、死亡したものの。
5	令和3年11月	建設重機災害	被災者は、鉄骨造の建築物の解体工事現場において、解体用機械を運転中に、運転席から身を乗り出したため、運転席とアタッチメント(交換用作業装置)の間に挟まれ、死亡したものの。
6	令和4年7月	建設重機災害	被災者は、ホイールローダーを運転し、道路を走行していたところ、路肩から用水路に転落し、ホイールローダーの下敷きとなって死亡したものの。
7	令和4年8月	建設重機災害	被災者は、ロードローラーを運転し、盛土を踏み固めていたところ、路肩から転落し、ロードローラーの下敷きとなって死亡したものの。

STOP！建設3大災害

Aない声かけ運動！プラス



## <建設用重機作業用チェックリスト>

※ 施工計画作成時、現場巡回時、パトロール実施時等に点検し、「建設3大災害」防止を徹底しましょう。

※ 発注機関においてもパトロール実施時等に点検し、発注工事における「建設3大災害」防止に取り組みましょう。

※ 建設重機災害防止の点検のほか、墜落・転落災害防止及び崩壊・倒壊災害防止の点検用(点検項目の左に○を付したのもの。)としても使用してください。

重機災害防止	墜落・転落防止	崩壊・倒壊防止	点検項目	点検結果
○	○	○	① 建設用重機(車両系建設機械、高所作業車、移動式クレーン、ダンプなど)を使用する場合は、当該建設用重機の転落・転倒、当該建設用重機との接触等による危険を防止するため、あらかじめ、作業場所及び走行経路の地形、地質、広さ等を調査し、その調査結果に応じた安全な作業計画を定めて作業を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	○	—	② 建設用重機を使用する場合は、路肩等からの転落を防止するため、必要な幅員を確保する、転落の危険のある路肩等付近に立ち入らせない、誘導者を配置して誘導させる等の措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	—	—	③ 建設用重機を使用する場合は、建設用重機との接触による作業者の危険を防止するため、作業用の安全通路を定めて作業者を建設用重機との接触の危険のある箇所へ立ち入らせない、誘導者を配置して当該誘導者に建設用重機との接触による危険を防止するための誘導を行わせるなどの措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	—	—	④ 建設用重機を停車等するときは、平坦な場所で停車等させていますか。また、運転者が運転席から離れるときは、原動機を止め、かつ、逸走を確実に防止できる措置を講じていますか。やむを得ず、傾斜地に停車等させる場合は、ブレーキを確実にかけるほか、車輪止めを使用する等により逸走を確実に防止できる措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	—	—	⑤ 建設用重機の運転は有資格者に行わせていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	○	—	⑥ 建設用重機を本来の用途以外の用途で使用していませんか。また、運転中に運転席から身を乗り出す危険な行動はしていませんか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	—	○	⑦ 移動式クレーンや高所作業車は、平坦な場所で、かつ、必要な広さ及び強度を有する鉄板等を敷設するなどして地盤の沈下等による転倒のおそれの無い状態で使用していますか。また、アウトリガーを張り出して作業を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	○	○	⑧ 移動式クレーンは定格荷重を超える荷重をかけて使用していませんか。また、高所作業車は積載荷重等の能力を超えて使用していませんか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

**安全のための声かけに取り組んで、工事を安全に進めましょう！**

## <高所作業用チェックリスト>

※ 施工計画作成時、現場巡回時、パトロール実施時等に点検し、「建設3大災害」防止を徹底しましょう。

※ 発注機関においてもパトロール実施時等に点検し、発注工事における「建設3大災害」防止に取り組みましょう。

墜落・転落防止	重機災害防止	崩壊・倒壊防止	点検項目	点検結果
○	—	—	① 高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合、足場等の安全な作業床を設置していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	—	—	② 上記①の場合において安全な作業床を設置することが困難なとき(※注)は、防網を張り、墜落制止用器具を使用させる等により作業を行わせていますか。(※注:作業床を設置することができる場合は、作業床を設置し、かつ、下記③の墜落防止対策の設備を設置しなければならないことに注意が必要です。)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	—	—	③ 高さ2メートル以上の作業床(足場の作業床を含む。)で作業を行う場合、作業床の端、開口部等に、囲い、手すり、覆い等の墜落防止対策の設備を設置していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	—	—	④ 上記③の場合において墜落防止対策の設備として手すりを設置する場合、手すりを高さ 85 センチメートル以上の位置に設置し、かつ、高さ 35 センチメートル 50 センチメートル以下の位置に中棧等を設置していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	—	—	⑤ 上記③の場合において墜落防止対策の設備を設置することが困難なとき(※注)又は作業の必要上臨時に墜落防止対策の設備を取り外すときは、作業者に墜落制止用器具を使用させ、かつ、関係作業員以外の作業員を立ち入らせない措置を講じていますか。(注:墜落防止対策の設備を設置することができる場合は、上記③の墜落防止対策の設備を設置しなければならないことに注意が必要です。)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	—	—	⑥ 上記⑤の場合において作業の必要上臨時に墜落防止対策の設備を取り外したときは、その必要がなくなった後、直ちに当該墜落防止対策の設備を復旧していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	—	—	⑦ 足場上での作業がある日は、その日の作業開始前に、墜落防止対策の設備の取り外し及び脱落の有無を点検し、異常を認めたときは直ちに補修していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	—	—	⑧ フルハーネス型墜落制止用器具を使用させる作業員に対して、特別教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

**安全のための声かけに取り組んで、工事を安全に進めましょう！**

## <掘削作業、足場組立等作業用チェックリスト>

※ 施工計画作成時、現場巡回時、パトロール実施時等に点検し、「建設3大災害」防止を徹底しましょう。

※ 発注機関においてもパトロール実施時等に点検し、発注工事における「建設3大災害」防止に取り組みましょう。

※ 崩壊・倒壊災害防止の点検のほか、墜落・転落災害防止及び建設重機災害防止の点検用(点検項目の左に○を付したのもの。)としても使用してください。

崩壊・倒壊防止	墜落・転落防止	重機災害防止	点検項目	点検結果
○	○	○	① 地山の掘削作業は、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について、地質・地層等の状態、き裂・湧水等の有無、埋設物等の有無などを調査し、その調査結果に応じた安全な作業計画を定めて作業を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	○	○	② 掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削作業は、地山掘削作業主任者を選任し、当該地山掘削作業主任者に安全な作業方法による作業を直接指揮させていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	—	○	③ 地山の掘削作業は、地山の崩壊等を防止するため、掘削面の勾配を安全な勾配以下として掘削していますか。また、安全な勾配を確保できない場合、あらかじめ、土止め支保工を設ける等により作業していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	—	○	④ 土止め支保工の組立・解体等の作業は、土止め支保工作業主任者を選任し、当該土止め支保工作業主任者に安全な作業方法による作業を直接指揮させていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	○	○	⑤ 掘削の高さ(深さ)が10メートル以上となる地山の掘削工事は、工事開始の14日前までに当該工事の計画届を労働基準監督署に提出していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	—	—	⑥ 足場の脚部には、足場の滑動や沈下を防止するため、ベース金具を用い、かつ、敷板等を用い、根がらみを設ける等の措置を講じていますか。また、足場の倒壊を防止のため、壁つなぎ又は控えを適切な間隔(枠組足場は垂直方向9m以内、水平方向8m以内ごと。単管足場は垂直方向5m以内、水平方向5.5m以内ごと。)で設けていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	○	—	⑦ つり足場、張出し足場又は高さ10メートル以上の構造の足場を設置しようとする場合、設置工事開始の30日前までに当該設置工事に係る計画届を労働基準監督署に提出していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	○	—	⑧ つり足場、張出し足場又は高さ5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合、足場組立等作業主任者を選任し、当該足場組立等作業主任者に安全な作業方法による作業状況を監視させていますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
○	○	—	⑨ 足場の組立て、解体又は変更の作業に従事させる作業員に対して、特別教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

**安全のための声かけに取り組んで、工事を安全に進めましょう！**